

離婚届の書きかた

黒インク又は黒ボールペンで書いてください。間違ったときは、誤った箇所横棒一本を引き、その欄の空いている所に正しく書き直してください。（消えるボールペンや修正液は使わないでください。）

(1) 氏名
婚姻中の氏名を記入してください。
戸籍に記載されている文字どおり書いてください。

住所
今現在住民登録している住所を書いてください。
住所の変更がある場合は、離婚届とは別に住所変更の手続きが必要です。

(2) 本籍
婚姻中の本籍と筆頭者氏名を記入してください。
筆頭者は婚姻の際、氏が変わらなかった人です。

父母の氏名と続き柄
実父母の氏名を戸籍どおりの文字で記入してください。
(実父母が亡くなっていても記入。)
父母が婚姻中の場合、母欄は名だけ記入してください。
養子(女)の方は、実父母はこの欄へ記入し、養父母は下の「その他」欄へ記入してください。

(3) (4) 離婚の種別
あてはまる口にシ点でチェックしてください。

婚姻前の氏にもどる者の本籍
婚姻の際、氏が変わった人は、次の中から選んで記入してください。(3)の場合は記入せず参照
(1) 婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍に戻る
(2) 婚姻前の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る
(3) 婚姻中の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る
※(3)の場合、離婚届とは別の届書「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。

裁判離婚の場合、届出人は夫妻のどちらか一方になるので、相手についての項目も記入することになります。筆頭者が届出人の場合、配偶者は離婚後の戸籍をどうするか申出できないことがあります。その時は、民法の規定通り、婚姻前の戸籍に戻ることになります。ただし、次(右の項目)のように意思表示をする方法があります。

消えるボールペンで書かないでください

離婚届

平成 年 月 日 届出 長 殿

受領 平成 年 月 日 第 号	発給 平成 年 月 日 第 号
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印
届出 平成 年 月 日 第 号	長 印

(1) 氏名 夫 氏名 妻 氏名 生年月日 年 月 日 年 月 日	(2) 本籍 夫の本籍 妻の本籍 筆頭者の氏名
住所 (住民登録しているところ) 夫の住所 妻の住所 香川県 番地 号 香川県 番地 号	父母の氏名と続き柄 夫の父 夫の母 妻の父 妻の母 姓 続 姓 続 男 女
婚姻の種別 <input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 裁判 年 月 日 成立 年 月 日 成立	離婚前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> その他 年 月 日 から 年 月 日まで
未成年の子の氏名 夫が親権を行う子 妻が親権を行う子	同居の期間 同居する前の住所 別居する前の住所
別居する前の世帯のおもな仕事と	夫婦の職業 夫の職業 妻の職業
その他	届出人 夫 妻 署名押印

証人の注意

鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
証人の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
筆跡は、1通でさしつかえありません。
この届出を本籍地でない役場に出すときは、戸籍原本または戸籍全部事項証明書が必要ですが、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき → 調停調書の原本
審判離婚のとき → 審判書の原本と確定調書
和解離婚のとき → 和解調書の原本
協議離婚のとき → 協議調書の原本
判決離婚のとき → 判決書の原本と確定調書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	印
生年月日	年 月 日 年 月 日
住所	香川県 番地 号 香川県 番地 号
本籍	香川県 番地 号 香川県 番地 号

→ 父母がいまだ婚姻しているときは、母の氏名が書かないで、名だけを書いてください。
実父母についても同じように書いてください。
口には、あてはまるものに口印をのせてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合は、妻の欄にも同じ口印をのせてください。
(この場合にはこの欄と別に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の口にあてはまるものにしをつけてください。
(面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
(養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に関する事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

◎署名は必ず本人が自署してください。
◎印は各欄別々の印を押してください。
◎届出人の印を2つ持ってください。

証人
成年者(20歳以上)なら誰でも良いですが、本人が自署し、印鑑は各自別々の印鑑を押してください。証人が保証するのは、二人に離婚の意思があるという点だけです。これは届出された身分行為について、届出人双方の合意によるものであることを証人が署名押印することによって保証し、虚偽の届出を防止しようとするものです。
※裁判離婚の場合は、証人はいません。

(5) 未成年の子の氏名
夫妻の間に未成年の子(養子を含む)がいる場合は、夫妻のどちらか一方を親権者に定め、子の氏名を夫又は妻の欄に記入してください。(氏も省略せず記入してください。)

(6) (7) 同居の期間 (8) 別居する前の住所
同居をしていた期間と、最後に一緒に住んでいた住所を記入します。
離婚届を出す時に同居中の場合は、空欄になります。

(9) 別居する前の世帯のおもな仕事
同居中の家族のおもな仕事をチェックします。
※夫妻の職業は国勢調査の年に記入する箇所です。

連絡先
日中連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

【筆頭者でない人の意思表示の方法】
婚姻前の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作りたい場合、「その他」欄に「〇〇県〇〇市〇〇町△番地に新戸籍編製の申し出をします。氏名(婚姻中の氏名で署名)押印」と記入します。
離婚後も引き続き婚姻中の氏を名のりた場合は「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。
いずれにしても、届出人でない方が申出をするには、離婚の届出人の協力が必要です。意思表示ができず、婚姻前の戸籍に戻った場合でも、後日「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法第77条の2の届)を提出することができます。(3ヶ月以内)

届出人署名押印
協議離婚では夫妻双方が届出人です。婚姻中の氏名で各自署名し、別々の印鑑を押してください。
裁判離婚の場合は、申立人又は訴提起者が署名し、印鑑を押してください。署名欄を間違えた時は訂正印を押してください。(シャチハタ不可)

その他欄
主に市役所で使用する欄なので必要な場合のみ記入してください。
次の場合はこの欄を使用してください。
夫妻どちらかが養子、養女のときは、養親の氏名を書いてください。
例:「夫の養父〇〇〇〇 続柄養子」